

PIVO ユニオン「OKYO

統一の力を運動に!

第1回支部長会議

要求は山積の力で

問題、 底、

郵便部問題、いまだ

● 発 行

郵政産業労働者ユニオン

東京地方本部 発行責任者 田中 孝史 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3 京橋通郵便局 5F

TEL • FAX 03-3535-5447

piwutokyo@yahoo.co.jp

月9日、

支社に提出しました。

本定期大会要求書を10月26日、

10月3日に開かれた第9回

労働条件の確保に万全を 感染防止、

はじめ、勤務時間管理の徹

期間雇用社員のスキル

や仕事の密度を上げること 外にも部を越えた応援体制 上げました。 など、経営責任を働くもの ージとして、自分の仕事以 会社からは支社長メッセ

以上遅れた定期大会

ざるをえない状況でした。 の提出でした。大幅増員を 定期大会が二カ月も延期せ しました。2020年度の オンの活動にも大きく影響 全世界を襲い、私たちユニ 大会要求も大幅に遅れて 今年の初めからコロナが

少ない人員をより密度の高 前から数か所の局で行われ とが行われます。2・3年 ら年賀はがきを着手するこ ようとするものです。 い労働力を無理やり出させ 応援体制をしていくことで ました。そこに部を越えた して社員が配達を終えてか は短期期間雇用社員ゼロと '間の徹底と休憩・休息を

うちょ・かんぽ関係も取り 大きな問題を抱えているゆ

020年度年末年始繁忙要求書を11 コロナ禍の中で二カ月 東京地 2 に押し付ける指示をしてき で「土曜休配」の法案提出 ています。 現在開催されている国会

間とを絡めながら追求して もされて可決されれば来秋 いきます。 ては具体的な事象と勤務時 定しています。私たちとし 会社側は、各局の減員を想 から実施です。それに伴い

2020年度繁忙要求

今年の大きな特徴として f,

必ず取らせることを徹底 せていきたいと考えていま

<u>東</u> 日付印

京

うのは、ほんと

のみ

なるか

って が どう

感

染

毒をさせることです。この 交渉で2メートルの間隔 となっていることからソー 他の病気にかかりやす 度の濃い労働で各人は疲労 時期は絶対感染させない対 シャルディスタンス(支社 態でもあります。 す。長時間・連続出勤・密 の徹底、定期的な換気・消 の蓄積でコロナだけでなく 策をとらせることが必要で また、 コ ロナ禍初の年 い状

と考えたたかっていきま けられる職場にするために たします。 すので、よろしくお願い 追求していきたいと思いま す。各職場の問題点を地本 く誰でもが定年まで働き続 に寄せてください。 多くの労働者が働きやす 今年繁交渉は大事な事 交渉で

郵政産業ユニオンTok 〇〇号達成 0

上の写真は東 京地本結成を 伝える第1号 (2012年 9月号)

広

る・・・」 コロナ対策を担 う に 神

[村担当 相 0 発言▼い

い姿勢も極めて無責任 相が、自ら国民に説明しな る考えがない。また、菅首 何をなすべきか、基本とな 見えない▼国民のために 感染を押さえ込む戦略も るのか。そうした支援に尽 員、検査体制をどう確保す れ不信感を募る人も多い おきながら、はしごを外さ たが、これまで散々煽って 事業の見直しを言いだし か▼ようやく「GOTO」 ことしか発信できないの 静かに食べろだの。そんな れマスクをしながらだの、 は会食のしかたばかり。 ているのに、呼びかけるの い全国で感染がひろがっ する無責任さ。第3波が襲 \mathcal{O} 西 力するわけでもなければ、 は緊迫している。病床や人 の感染が増大し、医療現場 ▼ここにきて中高年層へ 政府の無策ぶりを象徴

新春のつどい& 郵政労契法20条裁判 最高裁勝利判決 報告集会

東京地本·関東地裁共催 2021年1月10(日) 17時30分開場 18時開始 文京区民センター2A

報告:弁護団、東京・関東の原告

どっちが大事?

コロナ対策orロッカー交

巷では、コロナの影響で自粛が国から、 都から言われている最中、私たちの会社 では、「年一回のロッカー交換」が毎年の 決まりとして降ろされています。

多くの職場は5月までに実施していた ようで、半年延期しても良いと上から言 われたからと、今の時期(11月中旬)に やっている局があります。「こんな時期に やるのはおかしい」の声も無視。当局は 「消毒するものは用意します」「少人数で やってください」とあくまでもやる姿勢。

これには問題と組合で申し入れると、 「支社から『なぜもっと早くやらなかっ たのか。局の問題』と言われているので やります」と繰り返すだけ。「保健所に来 てもらってもよいか」の質問にも局は返 事をしません。ならば、協力は出来ない と「拒否」しました。

支社に、拒否者に対してどのような指 示をしているのか問い合わせると「メモ 程度でしょ」と回答。何のためのロッカ 一交換なのでしょうか。会社の意地とし か思えません。そもそも、更衣室事態が 「密」ではないでしょうか。皆さんのと ころでは換気していますか、密ではあり ませんか。年繁を迎えるにあったてチェ ックしてください。

不来を切り拓く

第2回口頭弁論、1月21日 東京地裁で

あるとし、

をするよう命じました。

法20 が出

0月15日、

契法20条集団訴訟

回

遇の差において、

ました。

正社員との

なかったものの、

原告の弁論日は来年1月2 決を受け、 ーオン側 、ます。 日となりました。 議が行われてい 10月15日 の弁護士との間で 会社側と郵政 の判

員との待遇の差は不合理で 支給に関して裁判所は正社 54人の裁判が行われて 全国で立ち上がった 日本郵便に支給 賞与は認 手当の

す。 ため、 の早期和解を目指す方針で で賞与は認められなか オン本部は、 北海道の寒冷地手当は 地裁では賞与以外で 最高裁 つった 判決

3 0 目 決にふまえ1月末に就業規 これに対して会社は10 求書を提出してきました。 小してきたからです。 っています。 \mathcal{O} 手当の廃 本部は判決に踏まえた要 変更を提示するとして の交渉で、 もしくは

2月

8

日

火

過労自死事件本社前.

強化していきましょう。 にするよう引き続 私たちは判決にそっ き運 たも

月

1

4

日

第5回地本執行委員会

 \mathcal{O}

をつけ減額してくるの の給与を何かしら の判 という声があが 過去に正社員 最高裁判 は 正 月 1 2 月 12月19日 12月5日

底上げをする内容でなら

基本は労働者全体

ればなりません。

、ます。 が、

問題はその内容で

2

月

日

未

第 4

口

地本執行委員

時

主

総がかり行動・国会正門

春 \mathcal{O} つどい、 2 条裁 剃

文京区民センター18 《勝利判決報告集会

面 **の** 行 動 日

日 (\pm) 第 部区民事務所10 1 口 支部

2 月

3

 $\stackrel{\text{\tiny \pm}}{\pm}$ 金 東京地評公務部会総会

4

百

郵政ユニオン第9回女性部

さいたま新都心 郵便